

# 自然災害時の空港ターミナルビルの浸水／天井落下を防止する (大阪府泉佐野市／北海道千歳市)

事業者：関西エアポート（株）／北海道エアポート（株）



天井落下防止対策後（新千歳空港）

**対策名：**No.131 航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（ターミナルビル）**事業名：**関西国際空港の電源設備浸水対策／新千歳空港の吊り天井安全対策

- ポイント** ● 航空輸送上重要な空港等において、ターミナルビルの自然災害対策を実施  
● 高潮等による地下設備への浸水や、地震による吊り天井の落下等の被害を未然に防止  
● ターミナルビル機能を保持するために最低限必要な電力及び利用者の安全性の確保

**地域の概要・課題**

平成30年9月に発生した台風21号の影響で、関西国際空港では、波高が強風により5mを超え、空港島の護岸を越波したことにより、ターミナルビルの地下にある電源設備が浸水し、一部のエリアで電力供給が停止しました。

また、同月、新千歳空港では、北海道胆振東部地震により、ターミナルビルの壁や天井等が損傷するなど、いずれもターミナルビルの機能に大きく影響を及ぼす被害が発生しました。

**事業の概要**

関西国際空港において、高潮、高波、豪雨などが発生した場合であっても、浸水によりターミナルビルの電力が喪失しないよう、3か年緊急対策として、電源設備等に水密扉を設置するなどの浸水対策を実施しました。

また、新千歳空港国際線ターミナルにおいて、地震による吊り天井の落下等の懸念に対して、構造耐力上安全な天井に張り替えるなどの安全対策を実施しました。

**見込まれる効果**

- 「ターミナルビル機能に必要な電力の堅守」  
高潮、高波、豪雨などの自然災害発生時において、ターミナルビルの機能を保持するため必要となる最低限の電力が確保されます。  
○「ターミナルビル利用者の安全性確保」  
地震発生時において、吊り天井の落下等によるターミナルビル利用者への被害を未然に防ぎます。